志賀親朋書翰集翻刻(一

畠山雄三郎**

キーワード 志賀親朋、稲佐、日露交流史ある。第一回は文久元(一八六一)年二月十五日から八月十八日までの書翰計十一本号から数回にわたって長崎市の長崎歴史文化博物館所蔵の『東京親朋書翰綴込』 通を紹介する。 の翻刻を連載す ź。 志賀親朋は本邦最初のプロ 0) 口 シア語 通 詞で

前書き

そして浦太郎は領事館の通詞として箱館へ赴くこととなった。 てロシア語を学んだ。これ以後ロシア艦来航のたびに乗組員からロシア 語を学び、 太郎は稲佐の悟真寺で二人のロシア人士官との母国語の交換教授を通じ スコリド号が修理のため十カ月にわたって長崎港に停泊した。この折浦 (九郎助) シア領事ゴシケーヴィチと浦太郎の出会いが生じたものと思われる。 !起こったが、この事件の推移の何らかの時点で長崎に来ていた箱館の 1崎の対岸に位置する稲佐で代々庄屋をつとめる志賀家の第十代・親憲の 文久元(一八六一)年、ロシア艦ポサードニク号による対馬占拠事件 で 質親朋、 との契約が切れると、 の長男として生まれた。 万延元 (一八六〇) 幼名・浦太郎は陰暦天保十三(一八四二)年十一月 浦太郎は箱館奉行所に採用され、 年からロシア語通詞をつとめた。 安政五 (一八五八) 年、 ロシア艦ア 通詞として 翌年に領 八八日、

る日露両国

人の雑居を条約で協定したのである。

翌年、 れた。 談判は不調に終わり、 されることとなり、 も留学生のひとりに決まったが、 働くかたわら奉行所の 発案し、ゴシケーヴィチに申し入れた。幕府もこの案を採用し、 慶応元(一八六五)年に浦太郎は幕府によるロシアへの留学生派遣を その理由は史料によってまちまちだが、公金費消の可能性が高い 箱館奉行・小出大和守秀実が樺太の境界談判のためロシアへ派遣 浦太郎はそれに随行してペテルブルグを訪問 両国は 足 軽や役人の子弟にロシア語を教えた。 「樺太島仮規則」 出発間際になって彼の留学が取り消さ に調印した。 樺太におけ 浦太郎

職仁親王と対面した折に親朋は通詞をつとめた。サンドロヴィチ大公が来日して、東京で明治天皇や接伴係の有栖川宮クサンドロヴィチ大公が来日して、東京で明治天皇や接伴係の有栖川宮り、明治四年には外務省に出仕した。翌年に露国親王アレクセイ・アレリ、明治四年には外務省に出仕した。翌年に露国親王アレクセイ・アレリ、明治四年には外務省に出仕した。明治二(一八六九)年、数え年帰国後浦太郎は長崎奉行所で働いた。明治二(一八六九)年、数え年帰国後浦太郎は長崎奉行所で働いた。明治二(一八六九)年、数え年

治七年に彼は二度目のペテルブルグ訪問を果たし、かの地でロシア

^{**} はたけやま・ゆうざぶろう、古文書研究 ** さわだ・かずひこ、埼玉大学名誉教授、日露交流史・ロシア文学 ** さわだ・かずひこ、埼玉大学名誉教授、日露交流史・ロシア文学

外相の間で千島・樺太交換条約が調印された。この唐突な帰国命令の理由は不明である。翌年に榎本とゴルチャコーフ公使として露都にやって来るが、親朋は榎本と入れ替わりに帰国した。名乗った。榎本武揚がロシアとの千島・樺太境界談判のために特命全権正教の洗礼を受けて「アレクサンドル・アレクセーエヴィチ・シガ」と

證文のような文書もわずかながら含まれている。ものや第三者から父に宛てたものがそれぞれ数通、また契約書や紹介状、ある。大部分は親朋から父に宛てたものだが、逆に父から親朋に宛てたのる。大部分は親朋から父に宛てたものだが、逆に父から親朋に宛てたる。大部分は親朋から父に宛てたものだが、逆に父から親朋に宛てたる。本の本のような文書を対している。

刻のご許可をいただいた。以上、記して感謝の意を表する。 は閲覧と複写の便宜をはかっていただき、長崎歴史文化博物館からは翻ある。また本史料がかつて所蔵されていた長崎県立長崎図書館郷土課にある。また本史料がかつて所蔵されていた長崎県立長崎図書館郷土課にある。また本史料がかつて所蔵されていた長崎県立長崎図書館郷土課に本稿はJSPS科研費15K02403「江戸期~昭和前期の日露交

凡例

- **奥 こい。** カタカナ表記の「テニヲハ」は、読み易さを考慮して平仮名に変
- 「□」で示した。 明確だが判読できない文字、虫食いや破損などで見えない文字は
- 欠字は原文に応じて字数分を空けた。

三

兀

「〇」は挿入文を繋げる印で、原文どおりである

五 見え消し線も原文どおりである。

七 翻刻者の注は角括弧内に示した。

文久元(一八六一)年二月十五日 志賀親憲宛て

酉三月十一日より下関より水先帰便に相達ス

残置候間早可被遊御覧奉存候へ共今一應慥成水先の帰便に巨細左に申一当月四日下ノ関より乱文筆の一封を以彼所迄無滞参り候趣届方相頼相にて無滞昨四時品川沖へ着仕候間乍恐皆々様御放念被下べく候御勇健被為遊御座珍重奉恐悦候 次に私并米蔵末吉相揃無事達者のみ一筆啓上仕候 御祖母様始御伯父様御母上様御一家御親類中被遊御揃益

気にて九時三十六ミニウトに大村領松嶋通行夕刻四時に平戸領田竹前先ツ当月二日朝六時長崎表出帆仕見立として参り候者壱人も無御座蒸

に役所 通 手當いたさせ呉候様申聞候間 聞 主も出勤中にて 頭在番役大久保五郎左衛門 参り同様無之趣申聞候間 ふ提督并船将不聞入イキドーリ て米蔵上陸為仕候処夜十時頃米蔵一同小役の者船へ参り返答申聞候に ト申者方へ案内いたし候間 私儀米蔵末吉水先弐人召連役所迎船へ乗込西触町小年寄藤井保右衛門 にて碇入レ船将より石炭相調度申聞候間水先 通 ルとの義に御座候間 にて面會いたし 候上御案内申と申候間 たし呉候様申聞候処 船将立腹の趣申聞 一戸内に付石炭積込迄は百年にても出帆出来ぬと例の異人のごふじょ 船港か、りいたし居候間 桐山源左衛門 只今石炭壱艘も無之候間 暮比迄相待候へ共 待居候処 へ申立手當いたす趣申聞 (通シ帆并蒸気にては 先刻は後方迄に積込ムと申只今に至りケ様の返答は全偽り すでに只今小船弐艘丈ケ入津いたし候間 早速取に遣シ引取の上 大年寄佐□睦太郎 随分大なる門かまいにて御座候 両人参り候間 小年寄位にてはらち明兼候間 引取 同代役嘉六と申者方 何たる返事なら申越不申候間 相待居候処 役所へ案内可致旨申聞候処 船将 西太郎次郎と申人へ玄関より上り通 同家へ参り しり 相調候儀出来候趣水先より申聞候に付 積込候儀出来兼ル趣申聞候間 翌四日朝七時米末相連右小年寄方へ参 言き候間 明早朝私へ上陸いたし是非積込候様 役所へ参り 翌三日夕四時長州下 藤田□の□□末永傳吉 案内として小年寄矢頭嘉右衛 帰船い 右の巨細申聞候処 石炭入用の巨細申述候処家 へ案内仕候 へ相尋候処随分通行の石 たし船将へ右の趣申 役所と申が赤間関地 面會の上必用の 直に役所へ案内 早速積込方申 さいそくとし 一應御□□相 此所にても 後方迄 じり座 同 所

> 候間 仕候間 間 書認呉候様 田中殿より百斤に付十五匁の宛にて仮渡いたし置候様沙汰有之 へ参り見候様提督よりも申聞候間 引汐にて船座り候趣申聞参り候処 又々相待 左候 (に心配の上又々心配仕 仮渡に御渡置趣申聞候処代銀は壱文も受取申さぬ趣申聞 早速右在番役 へ共 右両在番役より申聞候間則左の通認遣置申 書状斗りと申候へ 運送不 へ申聞三万七百斤積込方仕候 - 仕候間 左候はゞ長崎 さいそくとして米蔵上陸 共 参り候途中にて一 誠に座り居候や 書状も被断候上 へ送方頼と申候処 艘の石炭船入津 見分としはて私 然ル処代銀の儀 為仕 られ候

石炭三万七百斤

候処 右は魯西亜軍艦へ積込居候石炭直切必用の品は 右斤高今四日積込候段 相違無御座候 に候間 方御

二月四日

大久保五郎 左衛

殿

一太郎次郎殿

右差図の

の通認遣

置

代金弐百六拾三分と天保弐ツ半は右に付

翌五日朝 まいこの濱 其夜は泊船仕 當夜十時頃 に暫く蒸気留 さを村へ夕四時着 に夕六時着 所は下ノ関役人へ相渡□積にて私の手許へ受取居申 六時蒸気にて下ノ関出帆上ノ関へ夕五時に着船 雨少々打降 泊船仕 一ノ谷 翌六日朝六時蒸気にて上の関出帆 船中より 泊 須磨 船仕 翌七日暁五時右ともより蒸気にて出帆 翌九日朝五時比蒸気にて出帆 所 //々見物 浦等船より見物仕 翌八日六時蒸気にて同所出帆 夕五時淡路 の由良の港 十時頃大坂天保山 備後國ともと申港 十里斗先にて蒸 所 へ着泊 左に當り

に品は横濱にて相拵へ杉山氏旅宿

(人差出

今晩にても何か用事□□物等致度節は波戸場 からいづれ外国奉行へ伺の上成丈ケ出来様に致スからまつよふに且又 大谷左一 宍戸乕之介 時品川沖に碇相卸候上 壱時頃神奈川沖にてイキリス商人當船へ参り何か食用の品等注文尋に 方いたし居候間 ・ヒンの船壱艘コンスルも居候趣承り 御添触等は御写取 便にて魯軍鑑神奈川へは壱艘も居不申 へ双ぶ 右の御人数● 翌 十 帆斗にて昼夜はしり 田口儀八郎 翌十三日朝六時蒸気にてはしり同刻女良崎 日 其所 頃 ヘ申□□御沙汰御座候 五時半頃乗付 品川上陸□□は御開港場の外不相成とある -此印の船にて御乗込 御目付方春山権六 駿府富士山見出 浪高く翌十日熊野山より□四 品川へ直に遣り申候処 □として外国方吉野岩之助 へ申置の小差立有之所 足立八郎次 御添翰等封 江戸品川沖へは 翌十 二日朝 御勘定方 の侭御覧 へならぶ **新六時頃** 五 夕四 ピゼル ガり沖

の御人数も馬上にて御付添所より弐拾人宛付添けいご御座候 異人馬上にて遊歩の節は矢張廿人可ンスルは一昨日上陸仕 陸に住居仕居候魯人上陸の節は右波戸場詰

リハチェフ及びプシキンはゼルトヒンの船にて 近日内唐國シャンハ図の通仕候 コープログログ 其上にて運上所へ差出御差右下関の石炭代は近日内神奈川へ参り□ 其上にて運上所へ差出御差

三日内には神奈川江戸品川へも上陸仕候様相成べくと奉存候存候へ共 未だ上陸不仕候間 相調候儀出来不申 追便差出可申 両其侭に仕居申候 何か江戸よりの産物にて□□是迄着仕候印差出度奉へ同船仕候積に御座候 今日迄は私儀未だ上陸仕不申候間 届物等も私事はコンスル品川にて用事相済次第 矢張セリワノフの船にて箱舘

右十四日相認申候

趣にて御座候間 未目に掛り不申候杉山徳三郎等にも目に掛り度候へ共 長崎屋源右衛門方へ上陸仕居候念の至奉存候 薩州御船は私共品川へ着仕候節は品川へ着仕居申候間嘉悦御伯父様君澤形も余程気を付ケ候へ共 御目に掛り不申 實に残

此節同 相届 ゼルトヒンノ船へリハチェフ 真平御断申とて 夫より又此船へ引取申候積に御座 にて神奈川へ参り御奉行様よりの御書翰等も相 にて神奈川にて石炭積 一般仕候両水先はゼルトヒンの船より 中山の兄も彼所 石炭代為持差出候積にて申聞候処 是も引受申さず候間 へ御詰相成居候はゞ御目に掛り候積 明後十七日出歩の積に御座候間 プシキン乗込 無拠明十六日神奈川運上所 引取申候間ね此者共 大金は道中所持のいたす事 :納神奈川 明 一十六日 私義も其船 當 所出 座

候段 趣 0 次第且又御伺等是非可申上処 高谷 宜敷様御傳被仰 黒川 御親上様より御序の 田嶋 小南 筑州岡村其外へもいちいち書状を以 付度 雪屋 御砌 嶋屋 偏に奉願候 中山 差掛りの便にて不能其儀も 右の御断且無滞江戸品川へ着船仕候 定て何 大塚 1れも御無異にて被為在 石 江戸品川 若杉 背本意 着船 森

御指図の通仕候存念に御座

殿へ被 仰上被下度奉願候 一石炭の一件は巨細當所へ着船の趣等も別段書状差出不申 御

詫

と田・

候御儀と決心仕候

明十六日神奈川ヘセルトヒンノ船より参り候積に御座候間中山其外にも御序御申聞被下度奉願候無滞當所へ着船の趣は出入方の者やら散使中の□中 米蔵方末吉方へ

先月十五日相認候書状水先帰便より差出候間 申上度儀も山海の如く候へ共 内 月廿四日薩州蒸気船便杉山より相達ス 皆様御揃被遊時候おいとひ専一の御至奉祈上候 西亜人退散迄芝 序御傳声奉願候 追啓申上候 嫌能被為遊御起居 人数御名前等は追便申上べく候 . 々申上候御条約相済候國々へ近々江府表より御使節御出相成申 拝姿の□□相済次第帰船仕候 文久元年三月六日 其後翌々十七日波戸場より外国方の役人被乗込 1861 文久元酉 乍恐御放念被成下度奉願候 乍末筆 御祖母上樣御伯父上樣御母上樣其外皆樣 赤羽 乱文筆御捨免奉願候 恐悦至極奉存上候 御祖母様御伯父様御母上様其外へも 二月十五 志賀親憲宛て 當賀奉申上候 二ヶ月外国應接所へ相詰居候様被 不能愚筆余は追便可申上 次に私并米蔵末吉無異相勤 定て被遊御覧候御儀と 重て謹 無異相暮居申候 П 被遊御揃益御 江府表を魯 書縮申上候 浦 右の趣御 仰 -候 取申候 是非 相談し被申聞候は 先月廿七日一時頃 同道仕 出申候 赤羽へ上陸 當御表へ存外永滞留仕候 神奈川へは未参り申さず候間 長崎より東都 下関への石炭代は神奈川へ相納申候積に御座候 神奈川御奉行 ぎやへ立寄中食仕被遊 同岩次郎及儀八妻おむめ此三人内にて色々御馳走 申 次郎同道浅草観音辺散歩仕 書状其外献上物等差出置 罷越候様おかみさんを以て被申聞候間 次郎と□□御座候間 表へ向ケ出帆の積に御座候 出帆神奈川横浜へ一日滞船 かんびんつけさせ申候 廿一日高瀬を相尋申候処 一日自分の宅へ参り呉侯様申聞られ侯事 然る処翌廿三日右儀は旅宿被尋候間 廿五日朝九時高瀬徳兵衛被相尋参 藤右衛門は昨年病死被致候趣どふとも仕り方無御座候間 早速高瀬等相尋可申処 への送物は夫々御届申候 への御書翰は應接所役所へ相 大友様へ罷出 森山多吉郎殿コンスルを被尋参 長崎の様にはないせついんの様なる所に候へ共 其内へ参り候処 御存居候通高徳は兼てさけををしまれ 高瀬に引取又相泊り 乍然明日荷物を船 代金〆七百文至て安物□御□ 夕四時引取申候 石炭或食用の野菜等積込 参り次第届物夫々御届申積に御座候 □□に御門を入り右手へ御用人山□熊 神奈川に参り被居留守中 着の當座色々御用繁にて不能其 中野を相尋申候処 折悪く同人病中 納 十一時より出かけ へ為乗 ビール其外巻烟草等差 同所横浜 翌廿六日高瀬儀は岩 其夜一泊仕翌日引 暫色々私も一□ 明後七日品川沖 同所より箱舘 へ御届ケ 廿八九日に 夫より高瀬 是は御實

翌十八日上陸仕候

魯西亜人市中遊歩の節は先に金棒持両人其外□□千石位の御籏元弐三

うな 候間

相

拾人宛御付添 私儀も付添被 仰付 其□□一日参り申候 魯人馬上	浦太郎
の節は付添の私共迄馬上に御座候	御父上様親朋花押
一只今御米蔵近邊出火有之居申候	足下
一彦根公或アメリカヒュースケン一件以前 御穿鑿厳敷 すでに先月十	追啓奉申上候 皆様被為遊御揃時候御機嫌能専一奉祈候 重て謹言
日夜吉原にて一人の水臣被召捕申候 被召捕□□十日も前より商人の	今六日七時船へ乗込是より船にて相認申候
姿にて吉原へ入込 日夜遊楽居 前後相わすれをり候 或夜目明シ其	一魯西亜羅紗羽織地壱着リハチェフよりもらい請申候御送申上候
士の壱ツの風呂敷包見出シ開キ見候処 掛物大小弐幅有之其内へ刀脇	一魯人に付添 昨五日向嶋へ花見に参り候節 桜の枝折持帰り 漬物屋
差仕込ミ去申年三月三日に着用いたし居候赤合羽壱ツ入レ有之を見出	ヘ申付為漬御送申上候間 親類中へは右の趣御序□□□□被下度奉願
夫レを手掛りに召捕 只今は評定所にて専ら御吟味中に御座候	候
一隔日の様に外国奉行應接の間へ御出相成 コンスルゴシケウィチも其	一魯□□□入御覧候間 御□□奉願候
所へ出應接御座候 夫故和解物不堪甚多用にて應接の次第は追々申上	一おかじ始皆へ先頃手紙を以約束の送物は御用繁殊に差掛りの出帆にて
侯	行届不申 甚気の毒千万奉存候 夫故當□は手紙も差遣得不申 御序
一筑前中将様は御發駕後にて罷出不申候 私箱舘より引取候節 御出	も被為在候はゞ おかじ始おてつまでに不悪聞入くれ候様 御申付奉
府相成居候はゞ其節罷出候積りに御座候	願侯
一大友様へも其後御用繁にて得寸暇不申 是非可罷出処不能其儀候間□	一今日迄廿四ケ日御当地へ滞留仕候に 毎夜三ツか四ツかは是非出火御
□□□□申置引取の節に仕候 小比賀も相尋度奉存候へ共 只今は	座候 既にただ今も此船より考見仕るに田町の近くと當り 出火相始
遠方に相成居御尋不申□□□同行引取候節の積に仕居申候	り居申候
一大成武鑑奉入御覧候	一弥明朝當表出帆(神奈川横濱へ参り申候)夫より明後朝箱舘に向出帆
一先月晦日年号御改元被為《文久被仰出候》	仕候
一私事も今日荷物船に為乗 乗込明七日品川沖出帆 神奈川へ参り一日	一返す返すも被為遊御揃御機嫌能専一奉祈候 又々謹言
滞船 直に箱舘表へ罷越申候	一外の手紙には今日乗込明朝爰元出帆の儀相記御座候間 御序皆様へ御
一申上度儀は山海の如く候へ共 出帆の趣昨夕相決候間 色々取紛	□奉願候 又々謹言
荒々申上度 餘は追便と書縮置如斯御座候 恐惶謹言	是より三月七日横濱にて相認申候
[ここに付箋があるが判読不能]	一今朝八時品川沖出帆 十時当神奈川横濱港へ着船 早速運上所へ罷出

三月六日

石炭代相納め 未御返答は無御座候

右の通御座候間の参着御改メ御請取被遊可被下候	一花漬十四
一 11年	一横濱にて御預り申上候品左に
ーフラソコ 壱つ	下候
一小紙包 壱つ	極薄く相成 同□□□しく相成 極々不印に御座候 御推察被遊可被
一花漬 曲物入	一横濱表の儀も其後差て相□□□儀も無御座候 商人方商用向の儀も至
御品左に	の趣宜敷御靍聲奉願候
濱にて御預り申上候	皆々様方至極御丈夫にて御同慶奉存候 何卒御序に外御両人御宅へ右
小子儀も江戸へ引取可申と存候へ共 少々内用向にて相滞由に付 横	可被下候 御家□□へも可然様宜敷奉願上候 福田氏并に供の向も
前文御めん可被下候 浦太郎様御乗組軍鑑横濱表當九日に出船仕候間	注進可有之と存候 左候へは 早々御沙汰可申上候 左様御承行被遊
酉四月廿六日立山□□□相達ス	一箱舘表へ凡四日にて着船被成候趣御座候間無程同所より無事着の趣御
	船被成候間 此段御安心被遊可被下候
四 文久元年三月十五日 高瀬徳兵衛より志賀親憲宛て	□御逢ひ 翌八日雨天にて御見物も不相成 彼是仕 九日朝横濱御出
	同日昼後に横濱表へ着船 御用向も相済 夫より中山公始メ外御通詞
	成候に付 小子儀も六日に横濱へ御付添罷出候処 七日朝赤根出船
志賀様	承行可被成下と候はば文略仕候 浦太郎様御儀江戸表出船も火急に相
花押	前文御めん可被下候 如月廿七日御役所御用便に申上候へは 夫々御
高瀬徳兵衛	酉四月廿四日薩州蒸気船便杉山徳三郎より相達ス
松田観濤軒にて	
三月十日 横濱弁天通二丁目	三 文久元年三月十日 高瀬徳兵衛より志賀親憲宛て
早々	
侯 宜敷御承行被遊可被下候	候へは書縮荒々如斯御座候 又々謹言
何れ小子儀も四五日の内江戸表へ帰宅次第 猶又子細申上度 文略仕	一弥明朝爰元出帆箱舘表へ罷越申候(余は追便申上度)早々の儀に御座
□□□□は杉山氏へ御礼差上申候間 参着御改メ御請取被遊可被下候	願候 送方の儀本庄杉山へ宜敷頼置申候
*	送物も御届申上 御返書は此手紙一同薩州船より相送申候間 宜敷奉
一御紙包書状弐封	一中山兄様へも同所にて御目に掛り 御伯父様よりの御口上等申上 御

認差出置候 其書面は別紙〇印写の通に御座候 右差出候上 又中山	□□□□鳥渡御注進申上候 御母公様へも宜敷被仰上可被下候 且御安
来仕候間 早速出勤仕候処 書面認差出候様 下書下ケに相成候間	差立に相成 幸ひ伜共両人馬便□り相勤居候間 □差遣し申候間 御□
に参り一盃出居候折柄別紙△印写の通 運上所月番方鈴木より壱封到	にて出来仕候に付 □□荷造仕候て 明廿二日當地箱舘會所より馬便御
方に付近ひ呉氏へ参り御伯父上様の御伝言の□□□□□高瀬も私を迎	〜御無事に御着の趣 一昨十八日御状到来仕 則□□御注文の品大急キ
聞べく旨被申聞候間 金子は納□□□□□ 中山旅宿は本村と申て遠	候通 當□□は三月九日朝出船被成候処 船中無御滞 同十六日箱舘表
様に申上置候通一件巨細申述候処 預置いつれ組頭とも相談の上右申	着仕御承行被成下候半と 文略仕候 扨御同苗浦太郎様御儀も□書申上
一下ノ関石炭の一件は 早速横濱にて調役並鈴木慎一郎と申人へ 御父	御惣容様御揃益御精福被成御勤奉恐賀候 然は追々申上候へは 夫々口
被仰付候御儀と奉遠察候	一筆啓上仕候追々暖和相催候へ共
一□□寛二 杉山徳三郎 帰便へ相頼 神奈川へ残置候愚札 定て御覧	
申候間 乍憚御休念被成下度奉顧候	五 文久元年四月二十一日 高瀬篤兵衛より志賀親憲宛て
いては何より奉恐悦安心仕候 次に私并米蔵 末吉相揃 無異相勤罷在	
伯父上様其外一家中親類中被為遊御揃益御機嫌能(被為遊御座)私にお	志賀様
一筆奉啓上候 逐日暖和相催候処 御祖母上様御父上様御母上様御	三月十五日當賀 徳兵衛
	奉願上候 取急前後大乱書御免何れ後便申上度 文略仕候 早々
當酉七月七日□□□□□□相達ス	は無遠慮被仰付被遊可被下候 □□ながら御一流様へ宜敷□□□□□
	地御會所より月に三度宛馬便御差立に相成申し候間何成共御用向の節
六 文久元年四月十八日 志賀親憲宛て	左候へ共早速御達し可申上候左様御承行被遊可被下候 同所の儀も當
	一箱館表へも今日御出状仕候 □□無程同所より御出状着可仕と奉存候
尚々御序櫻馬場へ宜敷奉願候□□□書状 以上	不申いつれ後便萬々申上度 御序に可然様宜敷奉願上候
	荷拵仕候て 長崎やへ差出し申候 何分出船の御事にて 何事も出来
志賀様	一櫻馬場様へ別紙可申上筈に御座候へ共(前文申上候通昨日帰宅仕漸々)
四月廿一日 篤兵衛	多御中何共宜敷奉願上候
餘は後便申上度文略仕候 早々	一能船便に付春中より認メ置候勝山町行 猶又此度御頼申上候間甚御用
候 取急用事のみ申上置候	大キに心配仕候
心の為用弁相済し候に付 御同苗□□□□□□是にて御安心被遊可被下	一杉山氏も當十三四日頃 品川表出船の趣 御□□有之同日頃の由にて

道高 |瀬出 へ参り申

と士官壱人船より呼申聞 又々御馳走御座在居候処運上所より急速出勤仕候様申参り 込延引いたし候間 候節申聞候処 八日 置 有之 先年□由にて□魯船の雑事頭見出候間 中山兄同道昨年被殺候魯士墓所等見物 、時運上所に参り居候処 則此節壱船入津に付受取候様可申聞其外色々御用 長崎より相詰居候蘭通猪股宗七郎よりの壱封 此後軍鑑参り次第 催促とし□魯士官度々参り應接御座候 六時頃積込申候 士官参り少々組頭との應接御 積候□□□夫迄此所 其前運上所へ右の内 先頃コンスル當表へ参 本村の御旅宿 候間 御預ケ申 御座候 返 へ参り 座 争別 |石炭 出勤 候

帰船仕居候処 紙口印写の通に御座候

通 天気風雨にて石炭積込方延引仕候間 より蒸気にて進 し奔ル 一日 、儀同日十一時より火をたき付け漸 一日雨逆風 一時より ・睛順風出て順風にて 里位進む 翌十日晴 スル其外諸人は未此先魯里数にて七拾里も有之間 風も無之に帆を掛ケ漂ふ 一時頃より大に寒□ 若此霧明日明後日迄不晴時は 一夜通し 帆及蒸気にて奔り む 十五日晴無風十時半より火を用意いたし 二時半より霧大に掛 二時 朝より蒸気止 十三日雨逆風夜通し より又々霧掛る 一時より蒸気無程霧も晴 日本の 七時半過より霧にて先見へ不申候間 メ帆前にて□□□風なし夜通し 一時或は 時に日本の廿里位相奔ル 時頃神奈川横濱表出帆 九日の 右の通蒸気を止ルは船将 五. 五間位はさっぱり見へ不申 立間先は 朝出帆 大洋に漂ふのミ 十四四 一時頃 不相見 の処 は是非仙臺方見出 日睛少々順 十六日は 霧にて不能 十二時半 一時頃よ 然ル処 其夜夜 風 霧不 夜通 昨夜 の存

へは其都合に相成並にも違ひ異

囯

館の儀に御

座□

私

は懸疑

候間 港へ着 候間 居いたすは 出 其侭申上 おいては奉行へ逢て頼む等と申聞候間 でもなし 官外国人に同居いたす事條約に無之不相成 是非同居 且用事は堪間なく有之間 物は自身にて運趣申聞候処 越候処私の荷物等もマタロス共を以て為運候趣申聞候間外の旅宿 只今急に御下ケ相成候様 して定役并通弁御用出役立幸作被乗込 有之候間船に泊り翌十七日朝八時上陸可仕積り支度仕居候処 にて相奔ル スへき処 第三外にも英通其外當表へ参居候へ共英コン方へ同居いたすと申 右船へ同船いたし 未旅宿も不相定候間 し居候処 決て不相成 明朝にても御都合の時分と申答置 蒸気も三拾斤位も仕掛ケ奔り 夜十二時半無滞 松村喜四郎等と色々物語仕居候内 へ共士官は不相 碇卸候処 いたし呉候様申聞候間 旁以て相成兼候趣色々申聞候処 . 彼者より給金をもらひ居候日雇か家来の仕事 何分私事は魯コ 右霧にてさっぱり相見へ不申 余り霧にて先不相見候間 間もなく霧も晴 専一 御奉行所にて太鼓の合図御座候 成 我身承知いたすと申聞置 運上所へ罷越両御添翰差出 相願置 第 同居不致候ては不弁理其外色々差支有之間 荷物も陸揚不致 ン同居の儀は真平御断被成下 コンより申候は 一住居不馴館内に候へは 星や月も見出し 私より返答仕候には 且御奉行御逢の儀はと問に相 私より今般出函の次第申述候 夫は奉行にても組頭にても可 七時にては碇を卸ス積に手営 大心配 魯コンより呼に参り候 名村五八郎殿 自らにも申て承知不致に 貴家の家来に候はゞ 正服も荷物の内に仕 爰元道等も至て悪し 早速 たし 箱舘の山も見出し 今晩は深更にも 早速旅宿 目出度箱舘表の 第一日 運上所 病気の事も 異国 西富太 居 乗留と 本の士 問罷 西

事に付 所のみ荒々申上 小身 ては色々争ひ候趣 0 私に候 共 も段々御座候へ共急便にて其間御座なく要 歎ケ鋪次第に候間 何 分御断被下と願置

何 候間 乗為致吳候様申聞候間 |町一丁目藤作と申者へ申付置候間 れも在宿 [時より名村両西松村へ着いたし候趣 は船より運送可為致積り水夫頭呼びに遺し置候間 出勤仕候処 旅宿へ参り申候 暫く相談申候 旅宿の儀只今御役宅御長屋の由透無之候間 米蔵遣し置 旅宿戸口へ日印写の通板札張り置 運上所より別紙○印写の通壱封小□持参 彼へ暫透に相成迄御□被成 私事は西六同道町年寄の □□として烟草三把宛持参り 御家来の内 道案 且 地

候間 三月廿日御奉行勝田伊賀守様へ御迎として正服にて罷出 沙汰には此節は遠覧大に御苦労 □□□御用人の詰所へ名札を持廻勤 しと御沙汰御座候 · 候 一西富太付添参ル□被申居候処 廻勤済 御用間には稽古いたし呉候様 運上所へ一 立會組頭調役御用人相済相下り 同出勤仕候 折悪く歯痛て西六馬引廻しくれ□頼 當表御詰中魯語稽古相 且又自身の稽古は専一にいたす 夫より御支配向不残廻勤仕 御組頭御調役 頼候者も有之 御逢の節御 始

御役宅も新長屋の内へ 日 .内には同人も外へ被移候間其跡へ罷越申候 名村五八郎殿被住居候家 色々願書差出候分 御届済相成 奉

相 日 御掛合相成候 かせぎ居申侯 節は御出申候 々運上所へも出勤仕居 何分只今の役名にては万端何かと差支申候間 へは 其御地にても何分宜しく奉願上候 御奉行所にて應接の節は外通事同様肩衣着用□□も 何事も其通に相成申候間 申候 御奉行所コンスル方 是が急速に出来不仕 つる御 御地の御奉行よ 岜 私事も余程 其外應接

> 何分よろしく奉願候 候ては御手当其外差支候儀のみにて実に當所にて私事も難 第 一引取の道中の都合其外色々何に付ケかにつ 洪洪仕 候間

難渋仕候間 何分よろしく奉願候

へゆき 三月廿一日大雪にて外出も出来不申 弐朱か壱両位 多い物は犬 色々談し居申候 多く御座候 ば外国の様に御座候 事云はさっぱり相分り不申 申 にして錦絵にても見候様御座候 長崎へ居候内三四月に雪を見候儀 綿入弐ツか壱ツ半は着用仕居申候 者も御座候 或はみぞ等は氷居申候 言葉は此方心いたし承り候 **气こふり** 是が夜分等立チ聲いたし候を聞 夜分町内を相通り申候へは 長屋の前も随分一夜の内三拾人斗は相通り申候 併しどんなに金銀出しても無い物斗に御座候 ふゑをふひて通り 是等が至て沢山 多イ物が 諸色至て高直 実に不自由へんちきな所にて へ共 へ昆布 乍然存外暖に御座候 無御座候間 随分ケ成に相成り申候へ共 山上へは矢張雪は不解積り居申候 或は大極上のあんまと申て通る 其内にても 其後も折節降申候 長崎にては壱分位の品は三分 十五六人宛相集りかぶんて **へかづのこ** 不馴内は至ていやら 山を見候へ共不都合 あんまとりは別て **へあんまとり** 道に水の屯り 且男の - く申さ 女の

きものに御座候

村垣淡路守様亀田丸と申て箱舘の内亀田と申所にて御打立て相 申 西洋形の船に御乗組 成申 -候間 候御 御着の上勝田君と御交代 耐積り 座 三月十五日品川 勝田君は其船に御乗エゾ地を 沖御 出帆 近々当表へ御越被成 成

右四月 一日に相 認申

此後より四月十八日相認申上

名村五八郎 漸當月十四日外御長屋へ御移りに相 成 跡 へ翌十五日私

儀引移り申候

末には御出帆の御積り御座候ケ参り居候頃(カリオニと申魯小供居申候)其者乗組参り申候(當月ケ参り居候頃)カリオニと申魯小供居申候(其者乗組参り申候)當月大夫と申御方船将にて外に士官七人(通詞は先の頃御地へウンコース一今般就御用(魯国の内ニカライスケと申所へ當表□□□□調役水野庄)

其大工の棟梁は魯国より参候かも相分不申 追々相決申候 乍然御船於當表近々廿四五間の運送船并蒸気船御打立に相成候御積に御座候

:打立の儀は相決居申候

只通詞共と御披露御座候立廣作壱席 通事共壱席私壱席 内立并私は姓名斗御披露 外通事は上陸の上恐悦として正服にて罷出 淡路守殿御逢の順 通弁御用出役四月四日十時亀田丸入津 御奉行所村垣淡路守殿御着□相成 翌日御

より参り居申候 并西富太 西六馬 松村喜四郎左の人々へ差向ケ申候 通弁御用上役富川三郎立廣作 此両人は江戸なます等不差向居候間 兼帯にて十五日の夜料理屋にてなますの印を一四月十五日夜 御役宅へ引移り 御披露 并當所へ着仕候より壱度も

掛合相成候様を歎願候一返す々々も身分の儀の外通詞同様相成候様の長崎御奉行當御奉行へ御

1中殿

より昆布を出立の頃御註文御座候へ

共

是迄延引仕候段

御序

せられ度々御書状拝見奉願候 其外高瀬迄御遣し相成候はゞ相届キ申御表より罷越居候通詞并會所役人の留守宅并昆布船等に御気を付ケさ夫を相待居申候 其慥成急便に是非宿先へも御送申上候積仕居申候御詫被仰上置被下度 當月下旬か来月上旬には昆布船の便り御座候間

は御役所の御用状便

く候へ共 右御用多片時も暇方得不申 書残餘は追便と書縮申上 残不能其儀 失敬の段御序よろしく御傳声奉願上候 申上度儀山海の如セリノフより御借受相成其翻訳書入 差急専□□翻訳物御用多に取紛越相成候同所への海上の深浅或は港々の書た絵圖 アプレチニカ船將田中殿始親類中其外へも別段書状可差出処 今般ニカライスケへ御持田中殿始親類中其外へも別段書状可差出処 今般ニカライスケへ御持

荒々如斯御座候 恐惶謹言

酉四月十八日

浦太郎

無異

御父上様

の儀返々も奉歎願候一弐ツの願(第一皆々様被為遊御揃)御機嫌能御起居の儀

第

一私身分

次郎と申は 今朝私の内にも尋参り申候 當月廿日頃には右西谷も當旧冬御地出立候會所役人西谷豊次郎 漸一昨日松前へ着 小役木原直

函府罷越候趣に御座候

何卒々々身分の儀返々も宜舗奉願侯 餘は追便と書残荒々重て謹言

△印 志賀浦太郎様 運上所

> 月 番

口印

惣領志賀浦太郎 魯西亜船にて

様

猪股宗七

郎

運上所より

公私用

中山玄三殿方にて

御 詩申儀御座 !通□御請取申候金子一条に御座候 一月七日 一候間 運上所へ召越 御出勤可被成候

用紙半紙

印

志賀浦太郎

石炭三万七百斤

此代金六拾五両弐分卜銭百五拾文

の上 戸表長崎方へ相達し御届被下候様奉願候 預り右同十五日右の趣長崎表へも以書状申遣シ 処其儀に不及旨申聞 赤間関詰毛利大膳太夫家来大久保五郎左衛門外壱人卜引合代銀相渡候 右は私儀魯国軍艦アプレチカ船へ乗組 長州下ノ関に相掛り 右の趣を以取斗方可相頼旨をも申遣置候間 達て申入候へ共不受取候に付 同所にて書面の石炭買入代金魯船より請取 當三月二日長崎表出帆 尤右軍艦へ乗組 不日神奈川表へ着帆 書面金子の儀 無拠右金子は口 尚又明朝 同四四 江

以上

下候碇同心并下番為付添差送申候間

且又右送船并人夫賃錢水夫共より可申上候間

今日より毎々御勤労奉存候

然は水代金三分慥に受取申候

扨被

仰

御請取の上請取證拠御遣し

被下

乍御面倒御渡被成 随分御船中御厭御

用済御帰郷の節 は 右申上度如此御座候 於江戸表又々目出度可得尊顏 以上

下候樣御取斗奉願上候

流への御傳言可申聞候

相楽御待申上候

先

三月八日

股宗七郎様 運上所にて

公私用

御答

右表

魯船より 志賀浦太郎

御一流様へ是非今一応罷出 相認付添の同心に相渡置申候 儀は同心并下番為御付添御送被下 陳は水代三百疋魯人より受取為持差出候処 尊書拝見仕候 大罪失敬真平御用捨被成下候様 百疋相渡候様申聞候間 何れ御用済の上帰郷の節は 昨日より毎度罷出 コンスルへ申聞請取同心へ相渡申候 昨日よりの御厚礼を可申上処 右送船并人夫賃は同心へ承り候処 御序も被為在候はゞ被 江戸表にてゆるゆる拝謁可仕楽ミに 早速コンスルへ申聞士官へ受取書 色々御厚配被成下難有仕合奉存候 御受取相成候趣 仰上置被下 不能其儀 且碇の 弐

以上

三月七日

志賀浦太郎

印

箱舘表へ向出帆仕候間

金子の儀は直に御引渡申上度

此段奉願侯

214

書余函府表へ着の上宜便可申上 取□中書残置 荒々如此御座候 謹仕居申候 返々も御一流様へ宜敷御礼御詫御序被仰上置被下度奉願候

三月八日

此の写は追便入御覧可申上候 謹言

七 文久元年四月二十八日 志賀親憲宛て

酉七日晦日□舘出役□地より相達ス 乾鱈筵包壱ツ相達ス

無異相勤罷在申候間 乍恐御休意可被成下候益御機嫌能被為遊御起居恐悦至極奉存上候 次に私并米蔵末吉不相変任幸便一筆啓上候 時分柄薄暑の節御座候処 御祖母上様始皆様御揃

覧被仰付候御儀と奉遠察候一 四月十九日壱封 差出候間 追々御一當表到着の上 三月廿二日壱封 四月十九日壱封 差出候間 追々御

然米蔵等はいつも綿入二ツ或は三ツ 壱ツ昼の内は袷壱ツ或は終日綿入着用いたし居候日も折々御座候 乍其表只今の御時候は如何に候や 當表此頃ノ時候は余程凌能朝夕綿入

に何程斗の當てにいたして宜敷や相分り不申 コンスル方へ相罷越候様御達相成 ケ敷次第に御座候 へ稽古に参り候所 は御扶持方拾人扶持の外御役金其外役徳も有之 夫も願ふ時は色々書面差出候上にて漸御出金夫も 私儀四五日以前迄は 頃日は御用にて呼に遣ス時の外は ○役名の儀も早々御達被下候様 再應歎願仕候へ共 日々運上所へ罷出 私においては米も買調 私の処にては 其侭に相成居 毎度申上 且日々魯コン 日々魯西亜 一日 候通

> 出申候 候間 私より何程願ふても りにては 掛合相成候樣御願被下度奉願候 て長崎方より箱館方に私の身分其外御役金御扶持方等も早々御定め御 様においてもさぞさぞ御心配と思候御儀と奉存候 に御座候 躰様子も大違ひ も早々方付キ不申候にては 出にも不及 ねバ相成不申 何事も出来不申 應接の節も御呼出無御座候 先魯コンの人に御□□此方にて勝手に遣ふ訳には参らん等とし 其外今の通にて凌兼候廉々は私の不能愚筆何分 且御奉行所魯人罷出應接の折も 差支或は不弁理或は歎ケ敷或は口をしき事委く おのづから入来り候間 通事は奉行よりの御証文にて差□等も有之 至て高直にて外通詞同様に相 思召の程も恐入候へ共 何事も長崎方より御掛合次第に候間 役所向の御取扱も相違ひ 外通事等は ○住所の儀は漸御役宅御長屋内に罷 安気にて御座候 私事は魯人が連参り候者に 早々御願被下急飛脚便に 應接の折は肩衣着用罷 決し居候 何分當表にて 帰り道中の 或は身分の儀 へば 當表にて 不の字斗 今の通 御父上 書面

御役宅に罷在候へば 両 手水鉢の様の者に至ル迄買調入費も相掛り申候間 宛にして宜敷やさっぱり相分不申 下げ相成申候へ共 は交代の者もなし□□の事に御座候 Ĺ 二斗御送被成下候様奉願候 御飛脚にて御掛合奉願候 前にも申上候廉々相決不申ては 外通事は交代の者の諸道具を譲り受候へ 何よりも第一前々申上候儀早々御願 □□も被為在候はば廿五両 へば しよたいの道具 五拾両拝借 一日に何程位 茶碗其外 共 か五拾 金願御 獅魚 私

相達 四月廿五日御奉行所より相届き申候一高瀬より三月廿五日出の書状并すき油七□□びん付七ツ御用状他より

申

-上度儀

座候

共

當便差急候に付

書縮急用のみ申

上

何分

215

:普請役郡司□助并會所払請役西野谷□次郎

今夕松前より當表へ□

親類中其外森田高谷先生家其外へも一封宛差出度候 能愚筆いつれ又来月十日頃には □御用にて参着の積り御座候 恐惶謹言 昆布船出船仕候間 へ共 其節と書緒如此 右の次第不

西四月廿八日

御父上様

浦太郎

撰ミ所なき趣にて □□□宿元始永持中臺□山町□田中へ差出べき積りにいたし居候へ共 々新昆布出申候間 田中殿より昆 名村始 布の御注文御座候 其上にて御送申上候積 両西松村 私も□に行候間 へ共 に御座候 此頃昆布の切レ間にて 鱈は當便より 夫も後便と

追

八 文久元年五月三十日 志賀親憲宛て

延し申候

重謹言

酉 1十月 四日相達ス

起居候趣 去 二月廿日御仕出の尊翰 乍恐奉喜悦侯 時候暑気強御座候処 次に私米蔵末吉一同無異相勤罷在申候 昨廿九日鎮臺館より相達 皆様御揃御機嫌能被為遊御 初めての尊翰何 乍

嘉悦御伯父上様も二月十九日朝六半時

海上無御滯其御港御碇卸有之

□□尊意易被為思召可被下候

伯父上様御察被遊候由 は存不申上重々残念 艦を讃州□津沖にて蒸気にて通船の節遠方より被為遊御見掛 ケ居候へ共 候趣乍恐安心仕候 申候 さすがは西洋船の御勝手御功者の御儀に御座候へはと奉感心 拝謁も不仕 且私事も先頃より申上候通 猶二月十二三日頃迄には神奈川へ着可仕と 実に星皆中 大残念罷在申候処 則十三日□昼神奈川港の前相 二月六日私乗参り 船中にて余程気を付 御 私

遠察候 其御表頃日は嘸々暑気強キ趣と奉存 例 當年は筑州御當番年に付 各様よりの御状 早速河津三郎五郎殿方へ参り 困被遊候趣重々奉遠察 文左衛門殿より内談有之 始我々不致積に付 為在候はゞ宜しく御靏声奉願候 次郎より長崎へ飛脚差立て相成り候趣申越 のの通 日差出候処 拙宅へも御入有之旁御壱人にて片時も御休足御出来不申 且九月始メには筑前公御越座の節 御下ケ被成 難有拝見仕 暫く相扣 早々御帰郷可仕旨被仰付 其節は私へ通弁被仰付候趣も内談有之 御雇水夫其外種々御繁勤に被為在候趣 近々上より御沙汰有之と申儀に御座候間 へ居 一々に御返書可差出の処 相伺候処 何れ後便には是非御答可申上候 追々沙汰いたすと申儀にて御座候 當表も一重物か帷子にて相□申 決て御手前の御不為は鎮臺 不能其儀候間 魯船將に御逢有之候旨 御暇願の書面 今日西谷豊 御序も被 先 御 奉

當所芝居始終御座候 郡司宰助殿とも至て懇意に仕候 事を西谷へ尋に相成候趣に付 半太郎殿交代として昨年崎陽詰浅野□三郎殿 盃被出 色々崎陽物語の最中右井上も被参相はづみ申候 明日より角力も相始り申候 夫を西谷より承り 且當表 へ相詰相成居候御普請 一昨日當表着相成 當表の角力芝居は 不取敢祝ひに参り 設井上 私の

前より水公の臣當所へ四五人入込候風聞も御座候 大立腹専ら 鞍にて除ケ 掛ケ候間 て□□□□□コンスル方へ参ル途中 天には人が遊んで居ますから 五節句或は雨天等の時分がさかんに御座候 昨廿八日私乗り候魯軍船アプレチニカの外料亀田と申所より馬上に 何か尋ルと存ジ外料の馬を止メ候処 上にても御穿鑿中に御座候 馬を追切逃出候へ共 実に不思議の所に御座候 瘤を被切 三拾歳位の日本の士跡より声を 此應接等も英通 と申は五節句なんぞや雨 昨今船將セルワノフも 刀を抜 切掛ケ候を 五六日以

奏 近々當表においてアプレチニカの形の船 蒸気なしにて御製造相成申

くとひよふに御座候へ共 エウロッパ廻り 申 取の節は何卒々々鎮臺の御證文にて外通事同様に致引取□□□心願何 分宜敷奉願候 趣淡路守殿御沙汰に御座候 上度儀山海の如く候へ共 其外色々□□より以書状奉願候 箱舘奉行兼帯外国奉行竹内下野守殿使節頭相定り候 長崎より當表迄千里もへだて参り候間 船は英軍艦にて 急便不能愚筆 余は追便と書縮如此 廉々御聞済奉願候 御座 引

酉五月卅日

恐惶謹言

親朋花押

どんな御方御出崎相成候や

御父上様

二白御状被下候御方々へ御返事不差出候段 宜しく御序に御詫奉願候

追便は是非々々

皆様時候御厭専一奉遥祈候 重て謹言

文久元年六月二十二日 志賀親憲宛て

九

酉十一月十四日 本大工町□□より相達ス

座 恐悦至極奉存上候 次に私儀異なく勤務罷在申候 乍恐尊意易被為一筆啓上仕候 時候極暑の砌 御祖母様始皆様御揃益御機嫌能被為遊御

思召可被下奉願候

先月晦日出の江府よりの御用状 其後當表は珍事無御座候 しき世の中に御座候 において先月廿八日の夜 し御旗本の内にも少々けが人出来候趣 スルモリソント申者 イギリスノミニストル方裏手より相□し 少々手負 へ共 又々水臣一ト騒動相起シ候趣 定て御承知相成居候儀と奉存候 水臣両人候召捕 當月十七日當着 夫をふせかんとせ 承知仕候に 実におそろ コン 江府 八へ共

小人目付等も御着相成申候||一當表も近々御目付山口勘兵衛殿御徒目付清水□太郎殿||夫々に順シ御|

且御目付も小倉殿は多分四月に御交代相成候儀と 奉存候 御代りは朝比奈甲斐守殿長崎鎮臺にて御交代相成候趣 最早御交代相成候や一風聞承り候に岡部殿は御引府相成 元西御丸御留守居御勤被成居候

の内壱人に御座候 其者は押込にて魯コンへ□□□ 存居候処 段々御せんさく相成候処 相知レ申候 箱舘奉行支配同心一先般申上候魯西亜外料の一件も其侭に相成 是も多分なきねいりと奉

ボージは魯コンの脇に在住仕候て 其家に罷在候 壱人の士官マホフ十二時出港仕候 此船はニコライスケ出しにてボージを連れ参り 其一魯運送船外車蒸気船船号アメリカ當月七日夕四時頃入津仕 同十七日

ライスケへ着船相成候趣 スケ〜御出相成候便り相知れ申候 候當地より調役水野庄大夫殿 と申者を又ニコライスケへ連れ帰り申候 へ参り候積りに御座候 其アメリカと申船にて近々ニコライスケ奉行カザケウイチと申者當 振りに彼港着相成候道理 左候へは當港を五月朔日出帆相成候間 実に魯コン始め奉行衆も感心被致居申候 亀田丸と申シクーネに乗込 日本五月六日 其船の便りにて 魯六月一 日にニコ 先頃申上 ニコライ 六

には當地出立可仕積り相心得は候へ共 御留メ相成御暇願是等も御下へども 万事相違ひ申候 何分宜敷々々奉願上候 七月中か八月上旬御掛合相成候様 御願被下度候 重々奉歎願候へばくどひ様に御座候殊外御多用一入奉遠察□候へ共 のつびきならぬ儀に御座候間 早々毎度甚以申上候兼候へども 前々より奉願候條々 當年は筑州御當番

一其外奉願候品々 御宜便御送奉願候

何事の被仰渡候や心配仕居申候

當表も交易余り無御座

商船は折節入津仕候

頃日は當港へ魯軍艦ア

+

文久元年八月十八日

米蔵より志賀親憲宛て

プレチニカのみ

西洋船は只壱艘御座候

等御渡請取の都合も宜しく御座候 先頃申上候心願前文へも申上候一条は 當表鎮臺よりの御證文にて道中も至て弁理且支度料其外道中人馬賃錢 へば 分是非々々宜しく奉歎願候 其位の事は少しも難渋不仕候間 御願被成下度 たとへ壱ケ年當表へ在勤仕候共 奉歎願候 私においては 或は何に付ケ□に付ケ弁理に候間 左様にかたがき相成候 是非々々此願急々御掛合被 其通りに相成候上に 御父上様さ へ御免 へは

右暑中御伺旁 呈愚札公事匆忙先々草々如此御座候 恐惶謹言申上度條々数多御座候へ共 不能愚筆書外□□□□□上可仕

六月廿二日

浦太郎

御父上様

膝 . 膝 .

遠祈候追啓奉申上候。御祖母上様始皆様被遊御揃折角時候被遊御厭ひ候様奉追啓奉申上候。御祖母上様始皆様被遊御揃折角時候被遊御厭ひ候様奉

出不申候 若御序も被為在候はゞ 宜しく被仰上被下度奉願候田中殿永持殿中臺殿勝山町岡村文右衛門殿へも 別段暑中伺の書状差

暑中見舞として相送候別紙数通 御序御達奉願上候松前へ被罷越 七月下旬には當表へ再来の趣に御座候西谷豊次郎事も御普請役郡司宰助殿同道にて 當月十二日當地

出立

一返々も彼一条宜しく奉願候

取紛 大乱筆御免許御推読奉願婦

重て謹言

浦太郎様始 私 末吉相揃無事にて相勤罷在申候間 乍恐 尊意易被御預役様始皆々様御揃益御機嫌能被為遊御座恐悦至極奉存上候 次に月朔日相達候間 難有奉拝見候 秋冷の砌に御座候処 七足軽小頭相勤罷居候合田甚吉と申者 御長家役宅へ持参いたし 七當四月十四日御認浦太郎様へ被為遊御送候尊翰 水先平蔵兄箱舘表に

敷被仰上置被下度奉願上候に急便の儀に御座候故(差上不申候間)若御序も被為在に候はゞ(宜皆々様方へも)別段御伺の書状差出可申上候処(色々用多に取紛)殊

為思召被下度奉願上候

仕度 侭御下ケ相成候間 近 敷御申越相成候間 こまりあんじ暮し罷居申候 々上より御沙汰相成候次第有之候間 月中には當表出立仕候積りにて 奉願候へ共 何の御沙汰も無御座候故 私よりは時候御伺のみ奉申上候 何月比當表出立仕候様子も相分り不申 右御暇願の儀 御暇願の書面御差出 □□不差出候様被御申聞 其外とも浦太郎様より委 出立の儀何月比と相分 片時も早く帰国 ぢつに相 相 成 候処 其

十七日御遠行被為遊候趣承り御隠居様御中陰に旁以て何共申上方も無表より御帰り御舟中よりの御わすらひにて 御養生不被為叶 四月の習無是非御儀何とも申上様も無御座候 且又嘉悦平兵衛様御事江戸も無御座 驚入罷在申候 御一流様方御愁傷の段奉察上候 老少不定御隠居様御事 當三月六日暁 被為遊御遠行候由承り 何とも申上方

瀬候

座候 恐惶謹言 共 急便不能愚筆 余は追便申上度 右時候御伺方呈愚懸札如斯に御共 急便不能愚筆 余は追便申上度 右時候御伺方呈愚懸札如斯に御皆々様方節角時候御厭ひ専一の儀 奉遠祈候 外に申上度儀御座候へ

||座只々驚入候

酉八月十八日 □ 四ツ時比相認申候 米蔵

马名林

御

参人々御中

覧可被為成下候 重て謹言 追啓奉申上候 用多に取紛 殊に火急便の儀に付 大乱文筆□□御推

十一 文久元年八月十七日 志賀親憲宛て

當四月十四日夜十時御認 御送被仰付候尊翰 水先平蔵兄當表へ足

極奉存上候 次に私且米蔵末吉相揃無事相勤罷居在申候 乍恐尊意易御伯父上様其外宿元御一同被為遊御揃益御勇健可被遊御起居 恐悦至は不承不取敢拝読仕候 追々秌冷稍移候処 御父上様始御母上様七月朔日四時頃同人儀 私役宅へ持参相達拝謁の積にて 其者の挨拶軽小頭相勤罷在候合田甚吉と申者方へ六月六月廿八日相届キ候趣にて

被為思召被下度奉願候

水先の者共儀ゼルトヒンの船にて 事にても御掛りへ相伺 被仰付候通 上様迄差出候愚札も御内覧に御い 被遊御別紙にて拝見被仰付候通 何事も米蔵と申談 諸事相慎 田中殿 間違の取斗無御座大切に相勤 れ置被下候趣 無事勤務罷在申候間 江府より無滞帰陽の へ御差出シ相成且私より御父 難有□存上候 上 乍恐御 委鋪御礼 放念 聊の

勿論 御祖母上様御事 徳なるゆへと奉存上候 祖母上様へ其段申上候 至極奉存上候 別て御愁傷可被遊 御療養被遊候 候日々御脳強 より悟真寺迄相続候趣 無御座候 かに老少不定の習無是非次第とは乍申 :父上様の御追善御弔等帰府の上浅草において修行仕引取 何 村役 · 共申上方無御座 且又同八日九半時 人中は申上ルに不及 へ共 且兼□御沙汰相成居候江戸表にて御遠行被遊候俊蔵御 原田道順と栗崎道意とを以 當三月朔日頃より御不例 一入奉遠察上候 御療養不被為叶 へば 全 私儀は旅役中に付 驚入只々愁歎罷在申候 嘸々御喜ひ被遊候御儀と楽ミに仕 御出棺 御祖母上様の御仁徳 市郷知音の人々御葬送に被罷出宿 私事も拝謁も不仕 終に同月六日暁御遠行被為遊候 同日は快晴にて 如何にも残念 金子百蔵 種々無残所御手を被為尽 御 左の御手に御腫 御父上様においては 御父上様 へ代香被仰 御親類中は 殊の外残心 何共申上方 物 候処 付 出 御

候間(右赤銅煙出し〔挿絵あり〕の釜も求帰の儀奉畏候	循本□□右の鉄炊釜は私も存し居申候通 火もゑ上り火事の恐れ有之	の由 嘉悦御伯父上様より御承知相成候趣に付 相承御送申上候様	風呂釜赤銅の煙出し付 當時東都にて専ら流行仕候由 代金三分余り	几の挿絵あり〕	遊び等の御折は殊外御弁理に付 相求メ可引取旨被仰付奉畏候 〔床	江府表にて 西洋こし掛シヤウギト相唱候 御杖にも御用被遊 且御	陸地の積り罷在申候	左候へば 見物も十分出来候と被仰越 私においては帰郷は是非々々 一	私事も早々帰郷可仕旨 可成丈帰郷の節は陸地相願 道中可□□旨	母上様の御成行後誠に御落力 御用多御困り被遊候趣 慎□奉遠察候	話 尤其頃迄治定不致候 彼是 御父上様においては 御祖 一	御積り 御都合次第製鉄所より此節も御這入難斗旨 岡村殿より御内 一	當年は筑州御番年にて 既に四月十日御番代 同十八日□□□□□の 一	にて 彼地へ御出役相成候趣に御座候	成候趣承り申候 且近々當表へも外国奉行御下り相成 魯コン御同船	彼所へ罷在候趣 栄之助事も彼地へ通弁として岩瀬同道にて御遣シ相	より御承知相成候趣 尤四月下旬には退帆可仕趣被仰越候へ共 于今	対州ヘビリレフの軍艦當三月上旬比 船修復として参り候由 田中殿	拝見に候間 七日迄病気と相唱引入申候	別非常の御用□候はゞ 一日成共引入可申旨被仰付候間 朔日に尊翰	三日位は 病気と相唱 引籠相慎むへき旨 尤異人共強情ものに付格	日御忌明御届ケ 御出勤被遊候趣 私事は旅役中に付中忌の儀は日数	并全館へ相届ケ相成 御定の通□□三拾五日御引入被為遊 去ル十一	趣も承知仕候 〇右に付於 御父上様は御実母の御忌服早速鎮臺館 一
其裏に御焼印御座□□□□□□□□□□□御座候物にて外通事は皆御□	外通事は指荷に相立て候御用御絵□と相唱候差札の様□□□□御用と	□奉願侯	遣□□不申ては 何□□陸地道中いたし引取候事も出来不申 何分急	候間 最早□□當年當所へ罷在候□ 通弁御用出役とか□通詞とか相	間 魯コンスルへ其段御掛合願ふ等と申ては 実に歎ケ敷次第に御座	□□書面の願振も御読推奉願候 末文にも御座候通 早々帰国□□候	書面は漸上へ通り御小印相成候処 如此御達に御座候間 写入御覧申	御暇願の儀度々書面差出候へ共 御下ケ相成 既に六月廿二日差出候	最早帰陽罷成□□御儀と奉存候	殿御七人に付き地役人□□通詞四月廿三日五ツ時長崎出立参府の趣	英ミニス及コン蘭コンヘ□□□寺崎殿・田中殿・橋本殿・御□□□□	御母上様始各よりの御別紙難有拝読仕候	水先帰便より差出候書状御覧被仰付趣	知レ不申候間 御成行の□□年御俗名私の為には何□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	おにがしら□□□浄土宗□□□において三日御回向相頼御おくりな相	遠察候 右に付 私事は當盆中は御祖母上様御伯父上様の御為として	年 御伯父様は當世殊外御大切の御□役中 御伯母様始只々奉	祖母上様御中蔭中旁以驚入愁歎無限次第に御座候 □□□□□□幼	は 終に御養生不被為叶 四月十七日暁八半時比御遠行被遊候趣 御	に被為成 御食事乏敷御心配の処四月廿二日御出□の御状□に驚入候	趣 専ら御療養 御父上様始御交代日夜御心配被遊 □□□少し御穏	様御心配被為在 医者も岩永養庵 原田道順□□当時蘭法二ノ□の	然ル□品川御出帆の御比より御風邪気にて被為在候由 追々□□皆	嘉悦御伯父上様御儀 當二月十九日君澤形御船より無御別条御着纜

當着仕 魯館用□最早□□□□□□ケ月相勤 長崎出立より五ケ月に	官ゼレオノフと申者 一昨日写□□殊外□□□□□後日又々立派に
間彼地へ被差遣候様御達相成 二月朔日□□□□二月十六日箱館表	追啓□□□□別紙写真鏡にて写候私の姿□□□□□□□□□□□□
□□□崎表出立の砌被 仰□□は 箱□□□□□□□三ケ月の	
志賀浦太郎	膝下
帰国の儀に付奉願候書付	御父上様
	酉八月十七日夜十時半 浦太郎
橋本 梯蔵	六時の乗込ニテ□□後便と荒々如斯御座候 恐々謹言
二田 喜口口	一山々候へ共明十九日十時出帆 最早夜□十二時へ暇乞ニ参候積 明ケ
山村□□□	り候其意味ハ則役名ニ對し〔以下記載なし〕
□淡路守 ○鈴木 □□□	一申上度儀山々候へ共(只今相決シ確ニ私も参候処ニ御座候へ共立氏参
墨 ○安間 純之進	□船にて何品によらず御送奉願候
西七月三日御小印 〇河津 三郎五郎	嶋□□別て立抔は大□□仕候間 若長崎へ共参候□□御取持奉願 且
朱	付幸便申上候 御自□□□昨今着函相成候間左程にも無御座候へ共永
□□□申渡置候で可然や	□□八月付□□□□□□□通弁御用出役立廣□も乗□明□當港出帆に
□右御内□意□趣□申□□長□□□□□挨拶有之迄は 先是迄の姿を	
書面□□□□浦太郎帰郷の願の趣 右□□達□□御奉行へ御掛合□□	フはアブレリ船に乗り出帆の処 對州へ参り候間 其□□□□□□□
里型	一〔欄外記載〕アメリカと申候船は是よりニコライスケへ参り リハチェ
	一對州一件にて魯軍運送船へ定役永嶋少□□
て謹言	スケより着□□□ 是より直様へ参り魯□□□□□趣□御座候
一色々願の□□□□何分□□□□□□□□□□□□□□□□■■	一リハチェフ アドミラールと成 一昨十六日夜アメリカにてニコライ
是非差出申候	十對州十件に付
一御母上様始御返事可差出処 何分急の事にて不能其儀候間 後便には	一たばこ等もさつぱり相切らし申候間 □□奉願候
入御覧候 何れ追て又写直シて入御覧候	ケ様の品御出方願ふといふ□□□出来不申 何分万事□□奉願候
の写□□□□□出来に候へ共 其士より私稽古仕 初て写候間□□	外必用の品々早々御送被成下度奉願□□□□□□□居候間 當所より
写可呉申聞居候□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□私に無御座 ケ様品も夫々通詞方へ□□□□成其

酉六月廿二日 魯コンスルへ其□□被成下候様仕度 此段奉願候 以上も相成候儀に付 別段御用筋無御座儀に候はゞ 早々帰國仕度候間

志賀浦太郎